

# 札幌市医療安全推進協議会設置運営要綱

平成18年7月7日

保健福祉局長決裁

## (設置)

**第1条** 本市が進める医療安全に向けた諸施策に対する具体的で効果的な提言、個別事例に対する専門的な立場からの評価・助言及び関係団体に対する施策実施の働きかけなど機能的かつ効果的な役割を担うことを目的として、札幌市医療安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (審議事項)

**第2条** 協議会は、医療安全に関する次に掲げる本市の諸施策について、評価・助言・提案等を行う。

- (1) 医療安全支援センター（以下「支援センター」という。）の運営に関すること
- (2) 医療安全に関する市民ニーズへの対応に関すること
- (3) 医療機関等における平常時の医療安全対策に関すること
- (4) 医療機関等における事故や感染の発生時における医療安全対策に関すること
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

## (基幹会議)

**第3条** 協議会は、支援センターの運営及び本市の医療安全対策全般について検討することを目的として、協議会に基幹会議を設置する。

2 基幹会議は、定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会を開催する。

## (基幹会議の組織)

**第4条** 基幹会議は、委員10名以内をもって組織する。

2 基幹会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療サービスを利用する市民の代表者
- (2) 医療関係団体の代表者
- (3) 弁護士等有識者
- (4) その他市長が定める者

3 基幹会議の委員の一部は公募できるものとする。

4 基幹会議の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 設置当初委員の任期は、前項の定めに関わらず、委嘱の日から平成20年3月末日までとする。

## (会長及び副会長)

**第5条** 基幹会議に、会長及び副会長をそれぞれ1名ずつ置く。

2 会長は、基幹会議の委員の互選により決定する。

- 3 副会長は、会長の指名により決定する。
- 4 会長は、基幹会議の議長となり、会議の総括をする。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会 議)

**第6条** 基幹会議は、会長が招集する。

- 2 基幹会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 基幹会議は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 4 基幹会議は公開とする。ただし、必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、会議を非公開とすることができる。

#### (専門会議)

**第7条** 協議会に、専門的な評価及び検討を行うため、必要に応じて専門会議を設置することができる。

- 2 専門会議の委員及び運営に関し必要な事項は別に定める。

#### (アドバイザー)

**第8条** 協議会は、個別事例等に対する評価・助言等を行うため、必要に応じてアドバイザーを設置することができる。

- 2 アドバイザーに関して必要な事項は別に定める。

#### (謝 礼)

**第9条** 協議会の委員に対する謝礼については、1回の会議出席につき12,500円とする。

- 2 前項の規定に関わらず、アドバイザーとの面談に対する謝礼については、30分以内は5,000円とし、30分を超えるときは30分までごとに5,000円ずつ加算するものとする。

#### (守秘義務)

**第10条** 協議会の委員及び会議出席者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

#### (事務局)

**第11条** 協議会の事務局は、保健福祉局保健所医務薬事課に置く。

#### (補 則)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は平成18年7月7日から施行する。